

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月9日
【会社名】	株式会社SmartEbook.com
【英訳名】	SmartEbook.com Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 假屋 勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
【電話番号】	03(6262)1056
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 飯田 潔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
【電話番号】	03(6262)1056
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 飯田 潔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 600,000,000円 第6回新株予約権証券 14,040,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 410,040,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社SmartEbook.com第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金600,000,000円
各社債の金額	金100,000,000円
発行価額の総額	金600,000,000円
発行価格	各本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率	年5.0%
利払日	毎年3月24日、6月24日、9月24日、及び12月24日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日。また、支払期日が銀行休業日に当たる場合は前銀行営業日）
利息支払の方法	本社債の利息は、平成27年3月26日から償還期限までこれを付し、毎年3月24日、6月24日、9月24日、12月24日（但し、繰上償還される場合には繰上償還日）（以下「利払日」という。）に当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について支払う。利息計算期間については、1年を365日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
償還期限	平成30年3月23日
償還の方法	1．償還金額 各本社債の金額100円につき金100円 2．社債の償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成30年3月23日（以下「償還期限」という。）に、その総額を償還する。 (2) 償還期限が銀行の休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3．買入消却 (1) 当社は、本新株予約権付社債権者に通知の上、随時本新株予約権付社債を以下に定める価格で買入れることができる。 平成28年3月24日迄額面100円につき金115円 平成28年3月25日から平成29年3月24日迄額面100円につき金110円 平成29年3月25日から償還期限迄額面100円につき金105円 (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
募集の方法	第三者割当ての方法により、Jトラストベンチャーキャピタル合同会社に本新株予約権付社債の全てを割り当てる。
申込証拠金	該当事項なし。
申込期間	平成27年3月25日
申込取扱場所	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号 株式会社SmartEbook.com 管理本部
払込期日	平成27年3月25日
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。</p> <p>2. 前号に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、本新株予約権付社債の管理を行う社債管理者は設置しない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の第三者に対する社債又は借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本社債以外の第三者に対する債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (4) 本新株予約権付社債の発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等(以下総称して「組織再編行為」という)につき、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という)の書面による承諾を得ずに、当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議をしたとき。
- (5) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類似する法的手続開始の申立をし、若しくは第三者から申し立てられ、これに従ってこれらの手続きの開始決定が為されたとき、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社がその所有物件に対して強制執行、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
- (7) 当社が支払の停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (8) 当社が上場を廃止したとき。
- (9) 当社が債務超過に陥ったとき。
- (10) 当社が、本新株予約権付社債の発行要項の規定に違背し、本社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。

3. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の発行価額の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

4. 償還金等支払事務取扱者(償還金等支払場所)

株式会社SmartEbook.com 管理本部

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本転換社債型新株予約権 1個を行使することにより当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を併せて「交付」という。）する数は、当該行使に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、その端数に相当する金額は会社法第283条に従って現金をもって支払う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>各本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本社債の金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額</p> <p>(1) 各本転換社債型新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「転換価額」という。）は金268円とする。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(3) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>時価（本項第(4)号に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（但し、下記の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、会社分割又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行又は当社の有する当社普通株式の処分において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合</p> <p>調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、また、当該発行において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式の中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(5) 本項第(3)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要かつ合理的な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(3)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金600,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法上の本転換社債型新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株あたりの価額)は、行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本転換社債型新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。</p>

	<p>2. 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本転換社債型新株予約権者は、平成27年3月25日(本新株予約権付社債の払込完了以降)から平成30年3月22日までの間(以下、本欄において「行使可能期間」という。)、いつでも本転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使可能期間は、当社が別記「償還の方法」欄第3項に基づき本社債を買入消却する場合は、消却日の前営業日まで、当社が別記「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」(注)2に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする(償還日において償還されなかった場合又は消却日において消却されなかった場合はこの限りではない。)。上記いずれの場合も、平成30年3月23日から後は本転換社債型新株予約権を行使することはできない。</p> <p>行使可能期間の最終日が当社の営業日以外の日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社SmartEbook.com 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p> <p>4. 新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本転換社債型新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本転換社債型新株予約権者は、これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要する。</p>
代用払込みに関する事項	各本転換社債型新株予約権の行使に際しては、当該各本転換社債型新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

1. 当社が組織再編行為（但し、合併については当社が合併により消滅する場合、会社分割については当社が分割会社となる場合、株式交換又は株式移転については当社が完全子会社となる場合に限る。）を行うときは、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本転換社債型新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本欄第2項に定める条件に基づきそれぞれ交付しなければならない。この場合においては、残存する本転換社債型新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとし、本社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権付社債の社債部分にかかる債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本新株予約権付社債についての社債にかかる債務を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本書の本新株予約権に関する規定は承継された新株予約権について準用する。但し、本欄第2項に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
2. 本欄第1項の場合における条件は以下のとおりとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本転換社債型新株予約権者が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継新株予約権の目的となる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 承継新株予約権の目的である株式の数
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本欄第2項(6)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各承継新株予約権に係る各継承社債とし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各継承社債の金額と同額とする。
 - (5) 承継新株予約権を行使することができる期間
承継新株予約権を行使することができる期間は、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、新株予約権の行使時の払込金額欄第2項に準じた調整を行う。
 - (7) 承継新株予約権の行使の条件
承継新株予約権の行使の条件は、別記「新株予約権の行使の条件」欄の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
 - (8) 承継新株予約権の取得事由
承継新株予約権の取得事由は定めない。
 - (9) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
 - (10) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。

(注) 1. 本社債に付された本転換社債型新株予約権の数

各本社債に付された本転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計6個の本転換社債型新株予約権を発行する。

2. 新株予約権行使の効力発生時期

本転換社債型新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本転換社債型新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本転換社債型新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。

3. 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

4. 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本転換社債型新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債型新株予約権の行使に際して当該本転換社債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率(年5.0%)、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

2【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	18,000個
発行価額の総額	410,040,000円
発行価格	本新株予約権1個あたりの払込金額は金780円とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年3月25日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社SmartEbook.com 管理本部
払込期日	平成27年3月25日
割当日	平成27年3月25日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 福岡支店

(注) 1. 株式会社SmartEbook.com第6回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)は、平成27年3月9日付の当社取締役会決議にて発行を決議した。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとする。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法による。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式1,800,000株とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。但し、本欄第2項及び第3項により付与株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後付与株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項において定義される。以下同じ。)の調整を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする(但し、調整後付与株式数を求める際、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする)。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後付与株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(3)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前付与株式数、調整後付与株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、本新株予約権1個あたりの行使により交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた額とする。</p>

2. 行使価額

(1) 行使価額は1株あたり金220円とする。

(2) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(3) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価（本項第(4)号に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（但し、下記の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、会社分割又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行又は当社の有する当社普通株式の処分において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）その他の証券若しくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、また、当該発行において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(5) 本項第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要かつ合理的な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(3)号及び第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>410,040,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権者は、平成27年3月25日(本新株予約権の払込完了以降)から平成30年3月24日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも本新株予約権を行使することができる。行使可能期間の最終日が当社の営業日以外の日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社SmartEbook.com 管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 福岡支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>1. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行うときは、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を本欄第2項に定める条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、当社は本欄第2項に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなければならないものとする。</p> <p>2. 本欄第1項の場合における条件は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数 組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継新株予約権の目的となる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継新株予約権の目的である株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定する。</p> <p>(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した組織再編行為後の行使価額に本項第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。但し、本新株予約権の当初の行使価額を上限とする。</p> <p>(5) 承継新株予約権を行使することができる期間 承継新株予約権を行使することができる期間は、行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、行使可能期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由は、別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。</p> <p>(7) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限 譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。</p> <p>(8) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。</p>

（注） 本新株予約権の行使指示

当社と割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約において、次の特約を定める予定。

行使可能期間中の10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた10連続取引日）のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が268円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使すべき旨を指示（以下「行使指示」という）することができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から10取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならないものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,010,040,000	9,785,000	1,000,255,000

(内訳)

払込金額の総額の内訳

本新株予約権付社債の発行価額	600,000,000円
本新株予約権の払込金額の総額	14,040,000円
本新株予約権の行使による調達額	396,000,000円
払込金額の総額(合計)	1,010,040,000円

発行諸費用の概算の内訳

弁護士報酬 LM法律事務所 弁護士：島田敏雄 住所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号	2,000,000円
第三者算定機関 株式会社ブルータス・コンサルティング 代表取締役社長：野口真人 住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	4,000,000円
登録免許税	3,535,000円
その他	250,000円
発行諸費用の概算額(合計)	9,785,000円

(注) 弁護士報酬は委任契約に基づく報酬です。

（２）【手取金の使途】

差引手取概算額は、上記(1)に記載の通り1,000百万円であります。但し、新株予約権の行使は、本新株予約権の行使指示の特約を定めるものの、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。したがって、上記差引手取概算額の合計額円については、現時点で次の通り充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの初期開発及び運用費	527	平成27年4月～平成28年9月
M&A、業務提携の推進	400	平成27年4月～平成29年12月
その他運転資金	73	平成27年10月～平成28年3月

（注）１．調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

２．資金使途の内容は、以下のとおりです。

“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの初期開発及び運用費

当社グループは、主力事業である電子書籍事業の業容拡大及び差別化のため以下の施策を講じてまいります。

日本国内の電子書籍市場においては、その販売量の多くを“漫画”が占めており、今後も漫画が市場を牽引する事と推察され、更なる市場成長が見込まれております。漫画は、日本が誇る“世界に通用する文化的財産”であり、「クールジャパン」の中核としてもグローバルに発信されるほど、影響力の大きいものとなっております。そのような中、世界中で漫画人口は拡大しており、読み手のみならず「創り手」として自ら漫画作品を執筆する方も多数存在しております。しかしながら、コミック作家の成長要因に関するアンケート調査によると、「コミック作家はどういった経験をしてプロとなったのか。」の回答に、「編集部への持ち込み」経験率、成長した要因率／経験率がともに、60%以上、「サークル活動」経験率、成長した要因率／経験率がともに、40%以上との結果が出ており（経済産業省「コミック作家のキャリアパスに関するアンケート調査結果について」より）、これらを実践するハードルが高いと考えている「創り手」やこれらの経験を積む機会に恵まれない「創り手」等にとって、自ら執筆した漫画作品を投稿・販売して収益をあげることは必ずしも容易でない状況にあります。

この点、コミック作家育成と謳って投稿サービスを展開するサイトも複数ありますが、おもに広告収入により収益を得るビジネスモデルであり、集客して広告収入を拡大する為に、コミック作家の作品が来店者プレゼントとして扱われております。それゆえ、作品自体の有料販売サービスは殆ど無い状況であり、漫画作品の執筆により収益をあげるためのインフラは十分に整備されていないのが現状です。

そのような中、平成26年12月28日から30日までの3日間、東京国際展示場（東京ビッグサイト）にて開催されていた世界最大級の同人即売会（注１）「コミックマーケット87」（注２）の来場者数は、過去最大となる56万人を記録していること（有限会社コミケット アフターレポート参照）を踏まえれば、世間的に無名の「創り手」の作品であったとしても、同作品やその関連グッズ等の購入ニーズは日に日に高まっているものと判断しております。

（注１）日本で行われる同人誌即売会は、漫画・アニメ関連の同人誌を頒布するものが圧倒的に多く、その中でも様々な分野における同人誌即売会が存在し、書籍に限らずソフトウェア、音楽CD、グッズのような立体物なども配布・販売されます。2000年代には10万人以上の参加者を集めるイベントも存在し、数千人程度の規模であれば日本各地でみる事ができます。一般的な書店でも同人誌コーナーが併設されることは珍しくなくなったこともあわせ、このような文化が埋もれていた存在ではなくなり、表沙汰になったことの象徴ともいえるイベントであります。

（注２）「コミックマーケット」は有限会社コミケットの登録商標であります。

そこで当社では、自らの漫画作品を簡単に電子書籍にして投稿及び販売でき、雑誌掲載や単行本化等のチャンスを拡大できるよう、新たなサービスを展開することと致しました。

新サービスの概要

（ ）コンセプトについて

将来の人気作家を目指す若手漫画家から、趣味で漫画を描いている学生・社会人・主婦等の幅広く様々な方が、自らの作品を発表する事ができる“場所”を提供して行く事を目指します。また、これまでに未発掘であった優良な漫画コンテンツを、より多くの読者へ提供する事とし、将来的にはサービスを多言語化対応し、翻訳した漫画作品をグローバルに発信する等、日本国内のみならず世界へと発信して参ります。

() “漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームについて

当社にて、漫画作品を簡単に電子書籍にして有料販売できる、スマートフォン及びパソコン等向けの、「投稿型電子書籍販売サイト」を新たに開設して運営致します。今後、協力パートナー企業等との提携にて、紙の書籍として印刷製本できる機能等も提供して参ります。

() コンテンツの提供について

当社にて審査を行った上、投稿者との間で作品の権利などに関する契約を締結します。コンテンツは、当社指定のフォーマットを使い、当社の「投稿型電子書籍販売サイト」にて販売いたします。また、販売実績等に応じて分配金(印税)を提供します。

さらに、広告等(バナー等アドネットワーク)のプロモーション活動を実施し、「投稿型電子書籍販売サイト」に集客し一般ユーザー様も簡単な会員登録を行う事で電子書籍の購読が可能となり、幅広いジャンルの中から、自分の好みに合った漫画を見つけて楽しむ事ができます。

() その後の展望について

本サービスでは、購読者の動向及び各作品の閲覧・ダウンロード情報等を収集分析し、人気作品・人気漫画家を選定します。その実績に基づいて、出版社様等に対して人気作品・人気漫画家の紹介も行い、雑誌掲載や単行本化等のチャンスを拡大できるような支援にも取り組んでまいります。

本新株予約権付社債の発行による調達額のうち、527百万円を当社100%子会社の株式会社フォーサイドブック(電子書籍配信業)にて行う“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの構築及び運用費に充当します。その内訳としては、平成27年4月より“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの初期開発のために218百万円を充当します。詳細につきましては、第三部 追完情報 2 設備の状況を参照ください。その後、平成27年10月より予定されるサービス開始に伴い向こう一年間(平成27年10月～平成28年9月まで)の運用費(システム保守運用費・データセンター費用・人件費・電子書籍ファイル作成費用・広告費・その他経費)に309百万円を充当します。

M & A、業務提携の推進

当社100%子会社の株式会社フォーサイドブック(電子書籍配信業)においては、今後、他社との差別化によって成長基盤を確立していくために、“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームにおいて、将来作家を目指す若手漫画家や趣味で漫画を描いている学生・社会人・主婦等、様々な方々が自ら執筆し投稿した漫画作品を販売致します。

そのために、出版及び書籍の編集実績のある会社のノウハウを活用し、人気作家育成および作品のクオリティの向上によるサービスの充実を図ることを目的として書籍や雑誌等の出版および販売等を行う会社とのM & Aまたは業務提携を行ってまいります。さらに、漫画を販売するプラットフォーム運用管理強化のため、スマートフォンサイト企画・運営事業を行う会社とのM & A又は業務提携を行い、販売体制の強化を図ってまいります。

当社100%子会社の株式会社デジタルリオ(フィールドサービス事業)においては、業容拡大のため、優秀なIT技術者を確保する事を目的とし、IT系専門学校等との業務提携の模索、または、同業種の会社とのM & Aにて人材を確保してまいります。

現時点においては、具体的な候補先は確定しておりませんが、買収金額等は、平成26年12月に行った弊社のM & Aの実績(250百万)を参考に、上記に記載した事業を行っている候補先を早期に2～3社選定し、M & Aを積極的に活用し、販売及び運用体制の強化、業容の拡大を図ってまいります。

これらの使途に充てるため、本新株予約権付社債の発行による調達額のうち73百万円及び新株予約権の行使による調達額のうち327百万円を合わせた400百万円を充当します。

その他の運転資金

当座の運転資金の確保による財務基盤の安定化を図ります。“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームのサービス開始に伴い、今後の販売及び運用体制の拡大による、人員増加に対応するため、オフィス関連費用(OA機器、地代家賃)の増加及び、増資に伴う租税公課の増加が見込まれます。

これに充当する資金としては、本新株予約権の行使に伴い調達する資金73百万円を充当することを予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	
名称	Jトラストベンチャーキャピタル合同会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
代表者の役職及び氏名	業務執行社員 Jトラスト株式会社 職務執行者 常陸 泰司
資本金	500,000円
事業内容	有価証券の売買、投資、保有及び運用等
主たる出資者及びその出資比率	Jトラスト株式会社 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当該会社の有限責任社員であるJトラスト株式会社の代表取締役社長藤澤信義氏は当社株式の4.10%を保有する株主であります。
人事関係	当社と当該会社との間には、人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人事関係はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資金関係はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、技術又は取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、技術又は取引関係はありません。

(注) 1. Jトラスト株式会社は当該割当予定先の有限責任社員であり100%出資しております。

2. Jトラスト株式会社の概要であります。(平成26年3月31日現在)

商号 : Jトラスト株式会社

本社所在地: 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

事業内容 : ホールディング業務

設立 : 昭和52年3月

資本金 : 535億78百万円

社員数 : 2,322名(連結子会社含む)

上場取引所: 東京証券取引所 市場第2部 (証券コード: 8508)

c. 割当予定先の選定理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の得られる先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、当社は、複数の候補先に当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状説明を行ってまいりました。しかしながら、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズにあうスキームを充足し得る先がないなか、当社の第3位の大株主である藤澤信義氏を通じて、同氏が代表取締役社長を務めるJトラスト株式会社に、資金調達の目的及び理由を相談した結果、Jトラスト株式会社から提案をいただいたJトラスト株式会社が100%出資するJトラストベンチャーキャピタル合同会社を割当先とした転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組み合わせによる手法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法であったことから検討を進めてまいりました。

Jトラスト株式会社グループは、様々な提携やM&A、企業再生支援等へ積極的に取り組んでおり、事業者向け・消費者向け貸付事業、サービサー事業およびクレジットカード事業等の国内金融事業会社を中心に、韓国の貯蓄銀行等の海外金融事業会社、アミューズメント事業や不動産事業会社等、企業同士が協力し合えるM&Aや資本提携等の範囲を広げておりこれらの取り組みで培った様々なノウハウを有しております。資金調達の目的及び理由並びに調達する資金の具体的な用途に一定の理解を示して頂けたため、今回の割当予定先として選定しました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債及び本新株予約権の目的である普通株式は、それぞれ2,238,805株及び1,800,000株であり、合計4,038,805株です。

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるJトラストベンチャーキャピタル合同会社の、本新株予約権付社債及び本新株予約権、並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使して取得する普通株式の保有方針は純投資のため、当社株式を長期間保有する意思及び、当社の経営に関与する意思がないことを口頭で確認しています。なお、同社は、当社の事業遂行、株価動向、市場への影響等に十分に配慮しながら、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使及び当社普通株式の売却を行う意向である旨当社へ口頭で表明しています。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるJトラストベンチャーキャピタル合同会社は、Jトラスト株式会社の100%子会社である株式会社日本保証及び藤澤信義氏との間で、平成27年3月9日付で匿名組合契約を締結の上、同日付で両者より匿名組合出資を受ける予定であります。また、株式会社日本保証はその匿名組合に出資する資金を自己資金にて充当致します。当社はそれに先立ち、株式会社日本保証及び藤澤信義氏の間で締結される匿名組合契約の契約書のドラフトを確認しており、契約が締結された時点で契約書原本の写しを当社に提出して頂く予定であります。また、株式会社日本保証の平成27年2月27日付預金通帳の写し及び平成27年1月末現在の財務諸表から、払込に要する資金を保有していると認められることを確認し、本新株予約権付社債発行に係る払込金額、本新株予約権発行に係る払込金額及び本新株予約権行使に係る払込金額相当分の払い込みに支障はないと判断しております。藤澤信義氏は出資自体が少額なため、口頭で当該出資に要する資金を保有していることを確認しております。

また補足といたしまして、匿名組合契約に基づき出資を行う株式会社日本保証の全株式を保有し、割当予定先の業務執行社員であり100%出資しているJトラスト株式会社の平成26年3月期有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表及び財務諸表並びに第3四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、その売上高、総資産、純資産等の規模に照らしてJトラスト株式会社グループは、払込に要する資金を保有していると認められることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、Jトラストベンチャーキャピタル合同会社の有限責任社員であり100%出資するJトラスト株式会社が東京証券取引所市場第二部に上場していること、また、同社が平成26年7月10日付で株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」によれば、「Jトラスト株式会社は、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備していることを確認しており、Jトラストベンチャーキャピタル合同会社を含む、同社の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。本新株予約権付社債及び本新株予約権の転換又は行使後の株式につきましては、譲渡制限は付されておられません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(代表取締役社長 野口真人 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(244円)、転換価格(268円)、配当率(0.0%)、権利行使期間(3年間)、無リスク利率(0.017%)、株価変動性(約62.43%)、当社の行動(基本的には割当予定先の転換を待つ)並びに割当予定先の行動(株価が転換価額の115%以上の場合、1日に1個ずつ転換を行い、得た株式は1日あたり平均売買出来高の約6%を目処に売却し、全て売却した後次の転換を行うものとする)について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権付社債1個当たり99,660,000円と評価しました。上記評価の結果を基に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を100,000,000円といたしました。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値である1株当たり244円に1.10を乗じた金額である268円に決定いたしました。転換価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価の動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均247円に対するアップ率は8.50%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均241円に対するアップ率は11.20%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均232円に対するアップ率は15.52%となっております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(244円)、権利行使価格(220円)、配当率(0.0%)、権利行使期間(3年間)、無リスク利率(0.017%)、株価変動性(約62.43%)、当社の行動(行使指示は行わず割当予定先の権利行使を待つ)並びに割当予定先の行動及(株価が権利行使価格以上の場合、1日に115個ずつ権利行使を行い、得た株式は1日あたり平均売買出来高の約4%を目処に売却し、全て売却した後次の権利行使を行うものとする)について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権を1個当たり780円と評価しました。上記評価の結果を基に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を780円(1株当たり7.8円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値である1株当たり244円に0.9を乗じた220円に決定いたしました。行使価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価の動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均247円に対するダウン率は10.93%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均241円に対するダウン率は8.71%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均232円に対するダウン率は5.17%となっております。

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断し採用いたしました。

当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)と株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値を比較したうえで、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。また、本新株予約権の発行価額は、株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役3名(全員が会社法上の社外監査役)からも、株式会社ブルーアス・コンサルティングは、本件資金調達に係る公正価値評価の業務委託契約を除き、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、その選定も透明性の確保された方法により行われたこと、株式会社ブルーアス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社ブルーアス・コンサルティングによる本新株予約権付社債及び本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ブルーアス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額は株式会社ブルーアス・コンサルティングによって算出された公正価値を下回る水準ではないことから、割当予定先に特に有利でないことと判断した旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株予約権付社債の転換による発行株式数は2,238,805株(議決権22,388個)であり、平成26年12月31日現在の当社発行済株式総数21,942,700株に対し10.20%(平成26年12月31日現在の当社議決権個数210,790個に対しては10.62%)、本新株予約権の行使による発行株式数は1,800,000株(議決権18,000個)であり、発行済株式総数に対し8.20%(議決権個数に対しては8.54%)であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は発行済株式総数4,038,805株(議決権40,388個)であり、既存の発行済株式総数に対し18.41%(議決権個数に対しては19.16%)であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

また、前述のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待できます。

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行される予定の当社普通株式数につき、割当予定先は、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近6ヵ月間における1日当たりの平均出来高は1,424,703株(本新株予約権付社債が全て転換され、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数4,038,805株の35.28%程度)であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権付社債が全て転換された場合の最大交付株式2,238,805株を転換期間である3年間(245日/年営業日で計算)、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数1,800,000株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量はそれぞれ3,046株、2,449株となり、その合計は5,495株であり、上記1日当たりの出来高の0.39%程度であるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものにとどまることが期待できると考えております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり268円及び220円であります。これは平成26年12月期第3四半期の1株当たり純資産29.53円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が行使価額及び転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換を促進することで自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であるとと考えております。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権により調達した資金の大部分を“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの構築、M&A、業務提携の推進に厳選して投下し当社の経営の安定化を図ることにより、最終損益の黒字を達成し、1株当たり当期純利益の増加を図ることが可能であるとと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主様の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当は、本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される株式数は2,238,805株(議決権22,388個)であり、また、本新株予約権の行使により新たに発行される株式数は1,800,000株(議決権18,000個)であり、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は合計4,038,805株(議決権40,388個)であります。このため、既存の普通株式の議決権210,790個については、約19.16%(本新株予約権付社債により約10.62%、本新株予約権により約8.54%)の希薄化が生じることになりますが、希薄化率が25%未満であることおよび支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(本届出書による割当後の大株主の状況)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
R-1第1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号	4,713,100	22.36%	4,713,100	18.76%
Jトラストベンチャーキャピタル合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号			4,038,805	16.08%
安嶋 幸直	福岡県福岡市博多区	1,094,940	5.19%	1,094,940	4.36%
藤澤 信義	東京都港区	900,000	4.27%	900,000	3.58%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	850,600	4.04%	850,600	3.39%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	177,300	0.84%	177,300	0.71%
中村 二三夫	北海道札幌市中央区	172,490	0.82%	172,490	0.69%
田中 琢	東京都港区	107,000	0.51%	107,000	0.43%
假屋 勝	東京都世田谷区	90,690	0.43%	90,690	0.36%
株式会社証券ジャパン	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番18号	88,600	0.42%	88,600	0.35%
内田 和一	埼玉県秩父郡	74,010	0.35%	74,010	0.29%
計		8,268,730	39.23%	12,307,535	49.00%

(注) 1 所有株式数は、平成26年12月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3 「割当後の所有株式数」は、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後平成27年3月9日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」に変更はございません。

2 設備の状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書提出日（平成27年3月9日）現在以下のとおりとなっております。

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 （百万円）		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
提出会社 （東京都中央区）	コンテンツ事業 その他事業	“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォーム用サーバー	84	-	第三者割当による新株予約権付社債	平成27年4月	平成27年9月	売上高 25.5%増加
提出会社 （東京都中央区）	コンテンツ事業 その他事業	“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームシステム開発	133	-	第三者割当による新株予約権付社債	平成27年4月	平成27年9月	売上高 25.5%増加
合計			218					

（注） 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期事業年度）の提出日（平成26年3月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年3月9日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

平成26年4月1日 福岡財務支局長に提出

提出理由

平成26年3月25日の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年11月5日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、100株を1単元とする単元株制度を採用するとともに、1株につき10株の割合にて株式分割を行う旨を決議いたしました。

これに伴い、上記単元株制度の採用と株式分割、および単元株制度採用によって生じる単元未満株主の権利を定めるため、変更案第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）、第9条（単元未満株式の買増し）および附則第1条を新設するとともに、現行定款第6条（発行可能株式総数）に所要の変更をいたしました。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、假屋勝、飯田潔及び三角佳代子を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、瀬山剛を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人2名選任の件

松澤博昭及び向山光浩を会計監査人として選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

佐藤亮平を補欠監査役として選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	898,578	18,883	-	（注）1	可決（97.94%）
第2号議案				（注）2	
假屋 勝	890,730	26,731	-		可決（97.09%）
飯田 潔	890,892	26,569	-		可決（97.10%）
三角 佳代子	896,063	21,398	-		可決（97.67%）
第3号議案				（注）2	
瀬山 剛	898,606	18,855	-		可決（97.94%）
第4号議案				（注）2	
松澤 博昭	899,609	17,847	-		可決（98.05%）
向山 光浩	899,422	18,034	-		可決（98.03%）
第5号議案				（注）2	
佐藤 亮平	898,300	19,262	-		可決（97.90%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを集計することにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

平成26年11月17日 福岡財務支局長に提出

提出理由

当社の主要株主に異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づくものであります。

報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの R - 1 第 1 号投資事業有限責任組合
 主要株主でなくなるもの 安嶋 幸直

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの
 R - 1 第 1 号投資事業有限責任組合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	18,181個	8.29%
異動後	56,131個	25.58%

主要株主でなくなるもの

安嶋 幸直

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	48,898個	22.28%
異動後	10,949個	4.99%

(3) 当該異動の年月日

平成26年11月12日

(注) 当社の主要株主である筆頭株主の安嶋幸直から、保有する当社普通株式の一部をR - 1 第 1 号投資事業有限責任組合を相手方として売却した旨の報告を受けたことによるものです。これにより、当社の主要株主に異動が生じました。なお、当該異動については、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 100,000,000円
 発行済株式総数 普通株式 21,942,700株

平成26年11月19日 福岡財務支局長に提出

提出理由

平成26年11月11日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年11月11日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 新設分割計画承認の件

今後の事業再生及び柔軟なM & Aへの対応等を目的として、新設分割により事業会社と持株会社とに分離し、機動的な対応が可能な運営体制を整えることが必要であると判断したものであります。

第 2 号議案 定款一部変更(1)の件

当社は、第 1 号議案「新設分割計画承認の件」のとおり、新設分割の方法により持株会社体制へと移行いたします。これに伴い、現行定款の第 2 条(目的)を変更するものであります。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

欠損金を補填し、財務体質の健全化と配当可能利益の創出を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保するため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うこととしたものであります。

資本金の額の減少の内容

資本金の額4,141,876,818円を、4,041,876,818円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

資本準備金の額の減少の内容

資本準備金の額91,376,140円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えます。

剰余金処分の内容

その他資本剰余金7,146,204,805円を5,947,690,648円減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,947,690,648円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,947,690,648円

第4号議案 定款一部変更(2)の件

今後の迅速かつ適切な事業計画の遂行に向けて、当社の本社機能を東京都中央区に移転することが必要であると判断したため、現行定款の第3条（本店の所在地）を変更するものであります。

第5号議案 取締役3名選任の件

当社の事業拡大及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、泉信彦、濱田卓二郎及び伊藤尚之を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	89,419	1,341	-	(注)1	可決 98.52
第2号議案	89,535	1,226	-	(注)1	可決 98.65
第3号議案	89,709	1,052	-	(注)1	可決 98.84
第4号議案	89,768	993	-	(注)1	可決 98.91
第5号議案				(注)2	
泉 信彦	89,590	1,171	-		可決 98.71
濱田 卓二郎	89,604	1,157	-		可決 98.73
伊藤 尚之	89,573	1,188	-		可決 98.69

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

平成26年12月2日 福岡財務支局長に提出

提出理由

平成26年11月28日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社の取得を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づくものであります。

報告内容

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の概要

名称	株式会社デジタルリオ		
所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号		
代表者の氏名	代表取締役 重野 真一		
資本金の額	40百万円（平成26年9月30日現在）		
純資産の額	50百万円（平成26年9月30日現在）		
総資産の額	112百万円（平成26年9月30日現在）		
事業の内容	人材派遣業、一般建設業（電気通信工事業）		
最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
売上高	279百万円	377百万円	312百万円
営業利益	1百万円	48百万円	3百万円
経常利益	0百万円	50百万円	3百万円
当期純利益又は当期純損失（ ）	15百万円	31百万円	7百万円
当社と取得対象会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	レクセム株式会社は当該会社の株式を100%保有しております。 また、当社株式の21.48%を保有する主要株主であるR-1第1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるR-1合同会社は、レクセム証券株式会社が90%出資して設立された合同会社であり、レクセム株式会社はレクセム証券株式会社の88.62%の株式を保有しております	
	人的関係	当社取締役泉信彦は、当該会社の総議決権の50%超を間接的に保有しております。	
	取引関係	当社と取得対象子会社との間には、特筆すべき事項はございません。	

(2) 取得対象会社に関する子会社取得の目的

当社グループでは、主力事業である電子書籍事業（コンテンツ事業）において、安定的かつ持続可能な業容拡大を図るため、海外事業の完全撤退、国内事業の合理化と集中、それに伴う各種リストラクチャリングを実施してまいりました。

更に、今後の企業価値向上を目指し、持株会社と事業会社を分離することにより、新規事業の開始及びM&Aによる事業拡張を円滑かつ効率的に行えるよう企業再編も実施いたしました。

加えて、電子書籍事業の拡大には、他社との差別化が必要不可欠であり、電子書籍事業と親和性が高く、様々な新サービスを展開できる企業体との業務・資本提携を検討した結果、それらの実現が期待できる株式会社デジタルリオを子会社化することといたしました。

今回、株式会社デジタルリオを子会社化することにより、様々な新サービスを展開するために必要なWebシステムやスマートフォン向けアプリケーション（パソコンを使って特定の目的を実現するために活躍してくれるソフトウェアで近年では携帯電話やスマートフォン、その他の携帯電子機器にインストールするソフトウェア）の開発及び運営を実現出来る見通しとなります。

株式会社デジタルリオは、IT技術者派遣を行う「フィールドサービス事業」を主力業務(直近期の売上の約80%)とし、Wifi設置等の通信環境整備を行う「通信メディア事業」、クラウド(データを自分のパソコンやスマートフォンではなく、インターネット上に保存する使い方、サービス)商材販売及び一般派遣を行う「ビジネスソリューション事業」の3つのセグメントから構成される企業体であり、ITソリューション分野で高い技術力とハイレベルなエンジニア陣を持ち、また、クラウドソリューション提供(クラウドを活用したデータ管理、共有等のサービスの提供)及びスマートフォンやタブレット等の販売も展開しており、当社の主力事業である電子書籍事業において、ユーザーが購入した電子書籍コンテンツをクラウドシステムにて、保管・管理・閲覧できる等の利便性の向上が期待できます。

また、株式会社デジタルリオは、上記3セグメントの事業展開により各通信キャリア等との幅広い取引関係も構築しており、スマートコミュニティ関連事業(情報通信技術を活用しながら、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を実現し、社会全体のスマート化を目指す事業)等、各種許認可取得による事業拡張にも着手しております。

今回の株式会社デジタルリオの子会社化により、当社グループは電子書籍事業(コンテンツ事業)の利便性の向上による事業拡張のみならず、「フィールドサービス事業」「通信メディア事業」「ビジネスソリューション事業」の4つのセグメントからなる事業ポートフォリオを構築することが可能となり、電子書籍事業の拡大と共に事業リスクの分散及び低減が期待できます。また、クラウドソリューションの提供やアプリケーション開発等を含むスマートフォン関連事業において幅広い取引関係を活かすことで、様々な新規ビジネスモデルの構築を検討することが可能となり、当社の企業価値向上に資するものと考えております。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社デジタルリオの普通株式	250百万円 (1株あたり149,971円)
アドバイザー費用等(概算額)	5百万円
合計(概算額)	255百万円

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(4) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社デジタルリオ
 住所 : 東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 重野 真一
 資本金 : 40百万円
 事業の内容 : 人材派遣業、一般建設業(電気通信工事業)

(5) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 個

異動後 : 1,667個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : - %

異動後 : 100%

(6) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 平成26年11月28日開催の取締役会において、株式会社デジタルリオの株式を取得することを決議し、平成26年11月28日に株式売買契約を締結いたしました。これにより、株式会社デジタルリオの資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当該特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 : 平成26年12月1日

4. 最近の業績の概要

第15期連結会計年度(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,317,851	285,661
売掛金	321,284	166,725
短期貸付金	87,319	42,211
未収消費税等	-	34,598
その他	58,912	15,659
貸倒引当金	296,647	22,411
流動資産合計	1,488,720	522,445
固定資産		
有形固定資産	0	410
のれん	-	193,604
その他	0	0
投資その他の資産		
敷金	9,719	15,789
長期貸付金	-	9,265
その他	15,835	860
貸倒引当金	-	860
投資その他の資産合計	25,555	25,055
固定資産合計	25,555	219,070
資産合計	1,514,275	741,515
負債の部		
流動負債		
買掛金	57,065	60,483
未払金	106,052	114,423
未払費用	-	24,724
リース債務	3,843	1,971
未払法人税等	12,201	585
1年内返済予定の長期借入金	-	6,378
契約解除損失引当金	44,338	-
事業整理損失引当金	-	9,670
その他	9,894	11,554
流動負債合計	233,395	229,791
固定負債		
長期借入金	-	12,408
リース債務	1,756	-
固定負債合計	1,756	12,408
負債合計	235,151	242,199
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,141,876	100,000
資本剰余金	3,104,327	1,198,514
利益剰余金	5,974,600	809,863
自己株式	-	1,230
株主資本合計	1,271,604	487,420
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	7,191	11,599
その他の包括利益累計額合計	7,191	11,599
少数株主持分	327	295
純資産合計	1,279,124	499,315
負債純資産合計	1,514,275	741,515

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	461,584	483,497
売上原価	444,704	211,312
売上総利益	16,880	272,184
販売費及び一般管理費	1,440,736	982,621
営業損失()	1,423,856	710,437
営業外収益		
地金売却益	10,897	6,469
受取利息及び配当金	9,055	6,161
未払配当金除斥益	-	5,626
為替差益	75,981	-
償却債権取立益	-	2,306
その他	9,110	2,542
営業外収益合計	105,045	23,106
営業外費用		
支払利息	-	22
地金評価損	38,290	-
為替差損	-	1,915
貸倒引当金繰入額	-	2,171
その他	147	278
営業外費用合計	38,438	4,387
経常損失()	1,357,249	691,718
特別利益		
関係会社清算益	-	51
特別利益合計	-	51
特別損失		
固定資産除却損	17,792	-
関係会社株式評価損	14,037	-
コンテンツ資産評価損	59,122	-
貸倒引当金繰入額	63,071	-
契約解除損	44,338	-
投資有価証券評価損	699	-
減損損失	495,152	-
事業整理損	-	87,705
為替換算調整勘定取崩額	68,434	-
その他	77,407	2,260
特別損失合計	840,055	89,966
税金等調整前当期純損失()	2,197,305	781,633
法人税、住民税及び事業税	4,962	1,396
法人税等合計	4,962	1,396
少数株主損益調整前当期純損失()	2,202,268	783,029
少数株主損失()	82	75
当期純損失()	2,202,186	782,953

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失()	2,202,268	783,029
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	72,700	4,424
その他の包括利益合計	72,700	4,424
包括利益	2,129,568	778,604
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,129,464	778,545
少数株主に係る包括利益	103	59

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,141,876	3,104,327	3,772,414	3,473,790
当期変動額				
当期純損失()			2,202,186	2,202,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	2,202,186	2,202,186
当期末残高	4,141,876	3,104,327	5,974,600	1,271,604

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	65,530	65,530	-	3,408,260
当期変動額				
当期純損失()				2,202,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	72,721	72,721	327	73,049
当期変動額合計	72,721	72,721	327	2,129,136
当期末残高	7,191	7,191	327	1,279,124

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,141,876	3,104,327	5,974,600	-	1,271,604
当期変動額					
減資	4,041,876	4,041,876			
欠損填補		5,947,690	5,947,690		
当期純損失()			782,953		782,953
自己株式の取得				1,230	1,230
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	4,041,876	1,905,813	5,164,736	1,230	784,184
当期末残高	100,000	1,198,514	809,863	1,230	487,420

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,191	7,191	327	1,279,124
当期変動額				
減資				
欠損填補				
当期純損失()				782,953
自己株式の取得				1,230
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,408	4,408	32	4,375
当期変動額合計	4,408	4,408	32	779,808
当期末残高	11,599	11,599	295	499,315

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	2,197,305	781,633
減価償却費	90,267	746
のれん償却額	-	3,173
減損損失	495,152	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	65,709	274,688
契約解除損失引当金の増減額(は減少)	39,232	44,338
固定資産除却損	17,792	-
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	699	-
関係会社株式評価損	14,037	-
為替換算調整勘定取崩額	68,434	-
子会社株式売却損益(は益)	-	1,670
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	-	9,670
受取利息及び受取配当金	9,017	6,076
支払利息	-	22
為替差損益(は益)	62,223	2,493
売上債権の増減額(は増加)	3,874	217,634
未収消費税等の増減額(は増加)	-	14,375
たな卸資産の増減額(は増加)	83,865	31
前払費用の増減額(は増加)	98,802	-
長期前払費用の増減額(は増加)	13,457	5,646
仕入債務の増減額(は減少)	21,234	15,925
未払金の増減額(は減少)	33,737	7,528
その他	30,719	41,542
小計	1,328,194	818,125
利息及び配当金の受取額	9,456	6,550
利息の支払額	-	25
法人税等の支払額	8,930	4,747
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,327,668	816,347
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	351	-
無形固定資産の取得による支出	306,576	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	224,105
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	581
敷金の差入による支出	225	15,789
敷金の回収による収入	1,987	8,890
差入保証金の差入による支出	5	6
貸付けによる支出	44,386	3,974
貸付金の回収による収入	33,091	23,576
投資活動によるキャッシュ・フロー	316,466	211,978
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	572
自己株式の取得による支出	-	1,230
配当金の支払額	471	114
少数株主からの払込みによる収入	431	-
リース債務の返済による支出	4,284	3,627
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,323	5,544
現金及び現金同等物に係る換算差額	64,949	1,678
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,583,508	1,032,190
現金及び現金同等物の期首残高	2,901,360	1,317,851
現金及び現金同等物の期末残高	1,317,851	285,661

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失7億10百万円及び当期純損失7億82百万円を計上し、5期連続の営業損失並びに当期純損失となりました。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該重要事象等を解消し、又は改善するため、以下の対応策を講じてまいります。

海外ビジネスからの撤退

国内ビジネスへの回帰と注力の為、全ての海外進出エリア(中国、インド、ベトナム、メキシコ、インドネシア)について撤退することを決定致しました。今後、海外子会社の解散手続きを進め、海外へ投資した資本の早期回収を実施致します。

プロモーションコストの抑制

従来、主軸としていたアフィリエイト型の広告から、より広い範囲に広告活動が行えるアドネットワーク型の広告に手法を変えることにより、会員継続率や顧客単価の向上を図り、ストック型のビジネスモデルへの転換を図りました。

今後は、上記の転換がある程度できたことから、従前のコストを抑制し販売費及び一般管理費の一層の削減を図って参ります。

持株会社体制への移行

当社グループは、今後の企業価値向上を目指し、平成26年10月にお知らせいたしましたとおり(平成26年10月3日付「会社分割(新設分割)による持株会社体制への移行に関するお知らせ」)、持株会社と事業会社を分離することにより、新規事業の開始及びM&Aによる事業拡張を円滑かつ効率的に行えるよう企業再編も実施し、電子書籍事業(コンテンツ事業)のみならず、「フィールドサービス事業」、「通信メディア事業」、「ビジネスソリューション事業」、「投資銀行事業」、「クレジットカード決済代行業業」の6つのセグメントからなる事業ポートフォリオを構築し、業容の拡大、事業リスクの分散及び低減を進め、当社の経営戦略を積極的に推進できる体制を整えて参ります。

資本政策の柔軟性と機動性の確保

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行い、繰越利益剰余金の欠損を解消し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保致します。

以上の対応策を推進することにより、国内における安定収益基盤の確保と販売費及び一般管理費の一層の削減、営業損益の改善を図っていく所存ですが、これらの対応策は実施途上であり、今後の事業環境や経済情勢等によっては意図した効果が得られない可能性もあるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社名

株式会社フォーサイドブック、株式会社デジタルオ

当連結会計年度において株式会社フォーサイドブックを新たに設立し、株式会社デジタルオの株式を新たに取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

また、株式会社SEF及びIndo SmartEbook.com Private Limitedについては、当連結会計年度において株式を売却したことから、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

半分の月がのぼる空製作委員会

他 1 投資事業組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称及び理由

半分の月がのぼる空製作委員会

他 1 投資事業組合

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Indo SmartEbook.com Private Limited.の決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法、在外連結子会社については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~15年

工具器具備品 2~20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

事業整理損失引当金

海外子会社の精算及び国内事業の合理化に伴って期末日後に発生する費用又は損失の見込額を計上しております。

(4) コンテンツ資産の処理方法

コンテンツ資産は、配信用に取得したコンテンツ等で、利用可能期間(主として電子書籍3年)に基づく定額法にて償却しております。

なお、コンテンツ資産には仕掛コンテンツ資産(制作途中のコンテンツ資産)が含まれております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建の金銭債権・債務等は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取り扱う製品・サービスに基づき、その経済的特徴等を考慮した事業の種類別セグメントから構成されており、集約基準及び量的基準に基づき、「コンテンツ事業」を報告セグメントとしております。

「コンテンツ事業」は、主に電子書籍向けコンテンツの制作・配信を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの損失は、営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間から、「マスターライセンス事業」について量的な重要性が低下したため「その他事業」に含めて記載する方法に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他(注)1	計	調整額(注)2	連結財務諸表計上額
	コンテンツ事業				
売上高					
外部顧客への売上高	345,941	115,643	461,584	-	461,584
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	345,941	115,643	461,584	-	461,584
セグメント利益又は損失()	1,188,921	35,816	1,153,105	270,751	1,423,856
セグメント資産	85,846	6,621	92,467	1,421,808	1,514,275
その他の項目					
減価償却費	76,476	-	76,476	13,790	90,267
のれんの償却額	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	302,305	-	302,305	20,531	322,836

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、金融商品の売買、請求収納代行業務、その他を含んでおります。

2. 調整額は以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 270,751千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額は、本社設備及び管理部門資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社設備及び管理部門資産に係る設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他(注)1	計	調整額(注)2	連結財務諸表計上額
	コンテンツ事業				
売上高					
外部顧客への売上高	442,362	41,135	483,497	-	483,497
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	62	62	62	-
計	442,362	41,197	483,559	5,583	483,497
セグメント利益又は損失()	502,138	23,423	525,561	184,875	710,437
セグメント資産	104,035	83,075	187,111	554,403	741,515
その他の項目					
減価償却費	-	13	13	732	746
のれんの償却額	-	3,173	3,173	-	3,173
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	-	196,778	196,778	-	196,778

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配信許諾、物販事業、金融商品の売買、請求収納代行業務、IT技術者派遣その他を含んでおります。

2. 調整額は以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 184,875千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額は、本社設備及び管理部門資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社設備及び管理部門資産に係る設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

関連情報

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	コンテンツ	その他	合計
外部顧客への売上高	345,941	115,643	461,584

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	欧米	アジアその他	合計
357,109	102,568	1,906	461,584

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	158,302	コンテンツ事業
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	134,125	コンテンツ事業

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	コンテンツ	その他	合計
外部顧客への売上高	442,362	41,135	483,497

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	182,689	コンテンツ事業
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	182,527	コンテンツ事業
ソフトバンクモバイル株式会社	61,650	コンテンツ事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：千円）

	コンテンツ事業	マスター ライツ事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	472,334	-	-	22,817	495,152

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	コンテンツ事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	3,173	-	3,173
当期末残高	-	193,604	-	193,604

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）		当連結会計年度 （自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）	
1株当たり純資産額	58円28銭	1株当たり純資産額	22円75銭
1株当たり当期純損失金額	100円36銭	1株当たり当期純損失金額	35円69銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

（注） 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
当期純損失（ ）（千円）	2,202,186	782,953
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	2,202,186	782,953
期中平均株式数（株）	21,942,700	21,936,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の個数 6,400個）	新株予約権1種類（新株予約権の個数 5,000個）

（注）当社は、平成25年11月5日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で普通株式1株に10株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

新たな事業の開始及び子会社設立について

当社は、平成27年1月9日開催の取締役会において、以下のとおり、新たな事業の開始及び子会社の設立について決議しております。

1. 事業開始の趣旨

投資銀行部の新設による投資銀行業務の開始

当社グループは、主力事業である電子書籍事業(コンテンツ事業)において、安定的かつ持続可能な業容拡大を図るため、不採算となっていた海外事業の完全撤退、国内事業の合理化と集中、それに伴う各種リストラクチャリングを実施してまいりました。また、今後の企業価値向上を目指し、持株会社と事業会社を分離することにより、新規事業の開始及びM&Aによる事業拡張を円滑かつ効率的に行えるよう企業再編も実施し、M&Aを活用した業容の拡大という当社の経営戦略を積極的に推進できる体制を整えて参りました。

当社グループの電子書籍事業(コンテンツ事業)を取り巻く環境としては、2014年度の市場規模は前年度比23.5%増の1,050億円の見込み、2017年度には1,910億円と拡大基調を予測されています。(矢野経済研究所「2014年版電子書籍市場の展望と戦略」より抜粋)今後の成長が期待できる反面、競合他社が乱立し競争が激化しておりM&Aが積極的に行われるなど各社生き残りをかけ、活発な事業展開を進めております。

このような状況を踏まえ、当社グループにおいても資本・業務提携等を含むM&Aによる電子書籍事業の業容の拡大及び新規事業の展開は必須であると判断いたしました。

従来から当社グループがM&A案件等の検討を続けた結果、コンサルティング会社をはじめとした幅広い人脈を通じ多くの案件情報が、当社に集まる状況となっております。

また、2015年1月に本店を福岡から東京へ移転したことにより、さらに案件情報の収集が容易となったため、当社グループの経営戦略の積極的な推進を目的として、経営戦略本部に投資銀行部を新設することといたしました。

該事業部に集約される案件情報を精査のうえ、当社グループの既存事業とシナジーが見込まれる案件については、当社グループが主体となるM&A案件として、その他の案件については、他社への紹介等を行う又は純投資対象とすることとし、M&Aのアドバイザー業務又は純投資によるキャピタルゲイン等の収益確保を目指す投資銀行業務を投資銀行部において開始することといたしました。

新設子会社におけるクレジットカード決済代行業務の開始

当社子会社の株式会社フォーサイドブックにおける電子書籍事業においては、同社サイト(Mobi-book store)に会員登録のうえ、電子書籍購読のため各会員がポイントを購入することとなっておりますが、そのポイント購入代金の決済方法についてはキャリア課金(会員が各通信キャリアの通信料と共にポイント購入代金を各通信キャリアへ支払う仕組み)が中心となっております。

これまでの電子書籍事業については、市場全体の傾向として一冊の単価が安いコミックが中心あり、同社サイト会員の利用単価も500円~1,000円程度にとどまっておりましたが、昨年度の子書籍市場においては、一冊当たりの単価の高い専門書の電子書籍化が進んでいることを背景として、高額な価格帯の電子書籍が増加傾向にあり、今後については、電子書籍利用者の利用単価の上昇が見込まれております。

当社グループでは、主力事業である電子書籍事業の業容の拡大のため同社サイト会員に幅広いサービスを提供していくことが不可欠と考えており、専門書を含む幅広い電子書籍の提供はもちろんのこと、ポイント購入代金の決済方法についても従来のキャリア課金のみならず、クレジットカード決済によるポイント購入代金決済サービスも提供することで、会員の利便性の向上につながり、また、幅広い電子書籍の提供と共に同サービスを提供することにより、電子書籍単価の上昇傾向にある市場動向を捉え、利用単価の高額な会員及びより幅広い層の会員獲得につながり、かつ、同サービスを内製化することにより、コストダウンにも貢献するものと判断し、当該事業を開始することといたしました。

更には、決済代行業務を開始することにより、同社サイト内での決済にとどまらず、他社サイトにおける決済代行及びリアル店舗における各種決済代行を行うことにより、電子書籍事業以外での収益確保が期待できるものと考えております。

2. 新たな事業の概要

(1) 新たな事業の内容

投資銀行事業

投資銀行部に集約されたM&A案件のうち、当社グループの既存事業とシナジーが見込まれない等の理由により、当社グループにおいて取り扱えなかった案件について、他社へのM&A案件としての紹介及び仲介、また、純投資対象として投資を実施し、M&Aアドバイザー報酬及び純投資によるキャピタルゲインを収益とする事業となります。

クレジットカード決済代行業業

当社グループが行う電子書籍事業におけるポイント購入代金のクレジットカード決済代行サービスの提供及び他社サイト及びリアル店舗における各種決済代行を行い、その決済代行手数料を収益とする事業となります。

(2) 当該事業を担当する部門等

投資銀行事業

新たに新設する投資銀行部において担当いたします。入手したM&A案件について、当社グループの既存事業とのシナジー効果についての測定を行うため、持株会社である当社の部門として行います。

クレジットカード決済代行業業

当社100%出資の子会社(資本金30百万円)を設立し、当該子会社において行う予定です。現点において独立した事業であるため新設子会社で行います。

子会社の概要

(1)	商号	株式会社フォーサイドペイメントゲートウェイ	
(2)	所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号	
(3)	代表者	代表取締役 假屋 勝	
(4)	主な事業内容	クレジットカード決済代行業業	
(5)	資本金	3,000万円	
(6)	設立時期	平成27年1月15日	
(7)	出資比率	当社100%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の100%出資子会社です。
		人的関係	当該子会社の代表者は、当社代表取締役假屋勝が兼任致します。
		取引関係	当社と当該子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(3) 当該事業の開始のために特別に支出する金額及び内容

投資銀行事業

現在のところ未定ですが、具体的な案件が見つかり金額が確定次第お知らせいたします。

クレジットカード決済代行業業

子会社設立費用、HP作成費用、決済代行システム開発費用等約25百万円を勘案し、子会社設立時の資本金として30百万円といたしました。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	平成27年1月9日	
(2) 事業開始期日	投資銀行事業	平成27年1月15日
	クレジットカード決済代行業業	平成27年1月15日

4. 今後の見通し

本新規事業開始による平成27年12月期業績(連結)に与える影響につきましては現在精査中であり、詳細等が判明次第速やかにお知らせいたします。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 至	平成25年1月1日 平成25年12月31日	平成26年3月25日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	(第15期第3四半期)	自 至	平成26年1月1日 平成26年9月30日	平成26年11月14日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月25日

株式会社SmartEbook.com

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本橋 隆夫 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 中野 敦夫 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SmartEbook.comの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SmartEbook.com及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において営業損失14億23百万円及び当期純損失22億2百万円を計上し、4期連続の営業損失並びに当期純損失となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社SmartEbook.comの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社SmartEbook.comが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月25日

株式会社SmartEbook.com

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本橋 隆夫 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 中野 敦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SmartEbook.comの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SmartEbook.comの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業損失13億88百万円及び当期純損失21億15百万円を計上し、4期連続の営業損失並びに当期純損失となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

株式会社SmartEbook.com

取締役会 御中

松澤公認会計士事務所

公認会計士 松澤 博昭 印

向山公認会計士事務所

公認会計士 向山 光浩 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SmartEbook.comの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SmartEbook.com及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失1,423百万円及び当期純損失2,202百万円と4期連続の営業損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失580百万円、四半期純損失632百万円となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成26年11月11日の株主総会決議により平成26年11月12日を効力発生日として新設分割により事業会社と持株会社に分離し、新設会社を事業会社、当社を持株会社とした。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成26年11月11日の株主総会において平成26年11月12日を効力発生日として「資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金処分の件」を決議した。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年9月30日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成25年11月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成26年3月25日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。